

令和7年度 長田区まち育てサポーター業務に係る委託仕様書 (地域の居場所づくり支援事業)

1. 事業の目的

令和8年度から運用予定の「地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針」に基づき、地域福祉センターを様々な地域活動主体が活用する「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」へ移行する必要がある。

したがって、地域と区役所が一体となって、現在のセンターの運用を、新方針に沿った運用へとスムーズに移行できるよう支援することを目的に、「まち育てサポーター」を配置する。

2. 委託業務の内容

- (1) 地域福祉センターを「ふれあいのまちづくり事業の拠点」のみならず様々な地域活動主体が活用する「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」へと移行するために、より多世代の方に対して地域福祉センターを周知し、様々な方の利用促進につなげることが必要である。そのためには、各地域福祉センターなどで行っている子育てサークルやふれあい喫茶、季節の行事などの多世代交流事業を巡回・訪問することで地域の情報を収集し、地域の実情にあわせて、子育て世帯から高齢者まで幅広い世代が地域で交流し、助け合える関係を作ることができるよう地域活動をサポートし、またユニークな活動事例やノウハウを、地域団体同士で共有し活動に活かせるよう支援する業務を委託する。
- (2) 地域福祉センターの利用促進のため導入予定の「予約管理システム・入退室管理システム」や、区やふれあいのまちづくり協議会間での情報共有ツール「キントーン」、地域活動の広報手段としての子育て情報サイト「ためまっぷながた」、SNSの活用支援、各ふれあいのまちづくり協議会で作成される会計書類のデータ入力など、地域のICT化の推進を行うことで、新方針に沿った運用へとスムーズに移行できるよう支援する。
- (3) ふれあいのまちづくり協議会ごとに異なる特徴、課題と改善提案についてまとめた報告書を作成する。あわせて、月に1回以上打合せを実施し、報告書を元に、区へ報告及び改善提案を行う。
- (4) 毎月の活動内容がわかる日報及び月報を作成する。

3. 成果品

(1) 報告書

(2) 日報及び月報

※提出時期：翌月月初め

※提出数：活動報告書1部、地域カルテ1部

4. 委託期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5. 委託業務の履行場所、作業場所等

区内地域福祉センター及び各ふれあいのまちづくり協議会、子育てサークル等の活動実施の場所

6. その他

- (1) 神戸市は、受託者の業務の実施にあたり、本仕様書で定める事項に反した場合には、契約金額の一部または全額を返還させることができる権利を有することとする。
- (2) 受託者は、神戸市から、当該事業の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、速やかに書類の提出に応じることとする。
- (3) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (4) 神戸市契約規則第25条第1号により、契約保証金は免除とする。
- (5) 契約の性質上、担保期間（第13条）は設定しないものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。